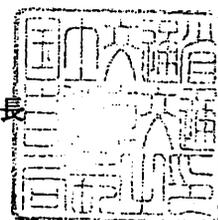




国自整第25号  
平成19年5月17日

運輸局長 殿

自動車交通局長



#### 自動車検査用機械器具の審査基準の一部改正について

ディーゼル車から排出される粒子状物質に係る検査の高度化を図るため、平成19年9月より、自動車の新規検査においてオパシメータによる粒子状物質の検査が導入される予定である。これに伴い、継続検査においてもオパシメータの使用が開始されることとなり、指定自動車整備事業者は従来の「黒煙測定器」に代えて、「オパシメータ」を保有してもよいこととなる。

また、排気騒音及び警音器の検査のために使用されている音量計について、通常の場合、検査ではA特性の聴感補正回路により実施することとなっており、C特性の聴感補正回路は平成15年12月31日以前に製作された自動車の警音器についてのみ使用してもよいこととなっていることから、A特性の聴感補正回路のみを必須（C特性は任意）とするほか、これにあわせて普通騒音計の日本工業規格を参考として基準を見直す必要がある。

以上の理由により、「自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準」（平成7年運輸省告示第375号）の一部を改正することに伴い、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）について、別紙新旧対照表のとおり改正し、平成19年7月31日から施行することとしたので通知する。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。